

岩手県監査委員告示第2号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年7月3日及び同月4日

イ 本監査実施日 平成30年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、決裁を得ずに執行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、定期的な課内会議等により業務進捗管理を徹底するとともに、面談等による課内コミュニケーションの促進に取り組み、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年6月26日及び同月27日

イ 本監査実施日 平成30年7月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公舎料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが4件、300,050円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	公舎料徴収の遅延を防止するため、年度当初に入居者公舎料年間一覧表を作成し管理するとともに、公舎の入居を許可する者と公舎料を徴収する者との分担を分け、複数の者で確認を行うこととした。